

3月定例会提案条例 《概要書》

提案課 福祉課

議案番号	議 第33号
提出議案名	高畠町地域包括支援センターの事業の人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
提案理由	介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）の施行に伴い、条例を改正する必要があるため提案するものである。
根拠法令等	介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）
条例の概要	1. 介護保険法第115条の46の引用条項の改正 2. 地域包括支援センター協議会の表記の改正 3. 職員に係る基準及び当該職員の員数について、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化の規定を追加 ①現行の当該職員の員数については、第1号被保険者数の数に応じて、又は地域包括支援センターの運営状況を勘案して、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は常勤換算方法によることを可能とする。 ②現在、町直営の地域包括支援センターは1か所となっているが、今後複数設置した場合のために、省令の改正に沿って、複数の地域包括支援センターにおける職員配置については、地域包括支援センター協議会が認める場合に、複数のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該1のセンターがそれぞれ配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該1のセンターは、3職種のうち2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。
施行期日	公布の日
経過措置	なし
その他の事項	なし
特記事項	なし